

平成30年6月20日

ピンパッド認証による「印鑑レス」取引の取扱い開始！

～ご印鑑がなくても一部お取引ができるようになりました～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、印鑑を必要としないピンパッド認証による「印鑑レス」取引を開始いたします。

現金の払戻（50万円以下）やキャッシュカード限度額変更、毀損キャッシュカード再発行、諸届事務等、下記の業務についてピンパッド認証による「印鑑レス」取引を可能といたしました。

これにより、お客さまのお手続きの負担を軽減し、より利便性の高い金融サービスのご提供をしております。

記

1. 取扱開始日 平成30年6月25日（月）
2. 対象店舗 全店
3. 対象業務

業務	内容
預金	50万円以下の現金（振替含む）払戻
為替	訂正・組戻
キャッシュカード関連	再発行（喪失再発行・毀損その他再発行）、切替
	カード不着時の店頭交付
	A T M取込み（拾得）カード・通帳の返却
	指静脈情報登録・変更
	利用取消
	振込先登録・解除
	デビットカード機能取消
	キャッシュカード・ローンカード各種サービス利用停止（設定・解除） 依頼
A T M宝くじサービスの利用停止・宝くじ当せん金の振込不能時の口座 変更	
諸届	喪失再発行物件の店頭受取
各種証明書発行	残高証明書発行
	継続残高証明書発行・変更・解除
	取引履歴明細発行
口座振替	預金口座振替取引停止届
	ネット口振受付サービス閉塞解除依頼
定額自動送金	定額自動送金 申込・変更・解除

※ 上記取引は個人のお客さまに限ります。

※ 上記取引は預金口座をお持ちのご本人が手続きを行う場合に限ります。

以上